鹿児島県阿久根市

第7回 定例農業委員会総会議事録 (第23期)

- **1 日 時** 平成30年1月25日(木)9時3分~9時42分
- 2 場 所 阿久根市役所第1会議室
- 3 出席委員(12人出席)
 - ① 枦 幸三 ② 京田 提樹 ③ 石坂 務 ④ 尻無濱 俊幸
 - ⑤ 冨永 勝志 ⑥ 坂口 輝美 ⑦ 髙原 熊夫 ⑧ 石原 千代年
 - ⑨ 堂後 善人 ⑩ 樫八重 玲子 ⑪ 松下 輝男 ⑫ 田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員(6人出席)

- ① 辻 喜久男 ② 小田原 時久 ③ 竹原 長政 ④ 松下 統一
- ⑤ 白濵 和利 ⑦ 尾上 進

4 欠席委員等(早退·遅刻等)

⑥ 石原 岩雄 (欠席)

5 議事日程

諮問第 1号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

議案第 1号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について

議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 5号 非農地証明願いについて

議案第 6号 農用地利用集積計画について

その他(報告等)・・・なし

6 農業委員会事務局等出席職員

○ 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)

新坂 謙二 (次長兼管理係長)

上脇 重樹 (管理係)

榎木 海斗 (管理係)

酒井 結華子(管理係)

○ 農政課 野中 義昭 (農政管理係)

木原 香太 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

おはようございます。定刻を若干過ぎましたが、ただ今から第7回定例 農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名でありますが、議長において、2番京田 提樹委員、3番 石坂 務委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって,第7回定例農業委員会総会は,本日1日限りと決定いたします。 なお,議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりです ので,ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告でありますが、1月4日には、市役所の仕事始式に出席いたしました。

7日には、ABCパレスで開催された商工会議所主催の新春懇談会に出 席いたしました。

また、10日には、1月定例常設審議委員会に出席いたしました。

15日には、中間管理事業黒之上地区の地権者説明会に、石原千代年委員、白濵委員、竹原委員が出席されています。

私からは以上でありますが、皆さん方からありましたなら、その他のと ころでお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 諮問第1号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを 議題といたします。

それでは農政課の説明を求めます。

農政課 (野中 義昭)

おはようございます。

今回,2件の農業経営改善計画の認定申請があり,第3者機関の意見聴取のため,農業委員会に対し,認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

認定要件としましては、農業経営基盤強化促進法第12条第4項に基づき、阿久根市の基本構想、農用地の効率的な利用、経営改善計画の達成見込み、並びに農林水産省経営局長通知の認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインに基づいて判断するよう通知されているところです。

なお、年齢制限等については、画一的に適用せず、市町村の独自基準により弾力的に運用するものです。

また、去る1月10日に行いました関係機関・団体による農業経営改善計画認定審査会において審査を行い、認定することは適当であるという意見に達したところです。

それでは、資料の説明をいたします。

(諮問資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。 これより質疑を許します。 質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

農政課の説明は、認定しようとするものであります。

諮問のとおり、認定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5 議案第1号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。

それでは農政課の説明を求めます。

農政課 (木原 香太)

おはようございます。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の『農地中間管理事業分』 平成30年第1号についてご説明いたします。

今回の計画は、平成29年11月30日締切りの第6期公募へ載せたものであります。

本日の総会でご審議いただきます農用地利用配分計画(案)は、農地中間管理機構へ事前に提出し、審査の結果、配分計画(案)については、問題ないとの回答を得ております。

そこで所有者から農地中間管理機構への中間管理権を移すため「農地中間管理事業に係る農用地等の貸借に関する事務処理要領第13条第4項」の規定に基づき、農業委員会における農用地利用集積計画の決定を受けようとするものです。

この議案が認められれば、公告年月日は、平成30年2月1日となります。それでは、順次説明いたします。

(資料にて説明)

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。 これより質疑を許します。 質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (酒井 結華子)

議案第2号についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。農地法第3条の申請は2件であり,所有権移転が1件・使用貸借権設定が1件です。それでは,ご説明致します。

整理番号1と2について、利用権の取得者が同一であるため、まとめてご説明させていただきます。地図は、1ページから2ページです。

申請人は、〇区にお住いの「〇〇 〇〇」さんです。

○○さんは、現在、妻と共に年間200日程度農業に従事されております。

申請地はそれぞれ甘藷・マメを生産する計画で、労働力、下限面積等についてもすべて許可要件を満たしております。なお、整理番号1の申請地は所有権移転で、整理番号2の申請地は使用貸借権設定です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終りました。

次に調査員の報告を求めます。

5番委員 (冨永 委員)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

1月10日に「11番委員」及び「事務局職員」と『現地調査』並びに 『聞き取り調査』を行いました。

農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農に積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。

また、80歳という高齢でもありましたので、本人に農業に対する意思 確認をしたところ、年齢では農業はしない。やれる限りやりたい。後継者 もいるという事でありました。

したがって調査結果は, 許可相当です。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。 これより質疑を許します。 質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告の とおり、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について

を議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (上脇 重樹)

議案第3号について、説明いたします。

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、1件です。

それでは、説明いたします。

農業委員会意見書及び審査票1ページ及び2ページ並びに地図3ページ 及び4ページをご覧ください。

本件申請の目的は、店舗への転用です。

申請地の位置は、市役所から約○キロメートル南です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途 地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地に該 当します。

申請人は、本市〇〇区に居住されている〇〇〇〇氏です。

本件は、申請人が飲食店を開業されるための店舗を建築するものです。

申請地は整地が行われ、店舗用建物が建築されます。

申請地の排水は、営業用排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に市道の側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終りました。

次に調査員の報告を求めます。

11番委員 (松下 委員)

議案第3号に係る調査結果について、報告します。

調査は、1月10日に、冨永委員及び私並びに事務局職員で行いました。 それでは、報告します。

本件は、平成22年5月25日第23回総会決議に基づき、事務局による事前調査の結果、現地調査を省略しましたので、現地調査当日、申請書類及び事務局の報告により調査を行いました。

申請地は、宅地及び駐車場に隣接していました。

計画されている店舗は、平家建てであり、境界線から一定程度離して設置されるため、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。 これより質疑を許します。 質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告の とおり、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって,本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第8 議案第 4号農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (上脇 重樹)

議案第4号について、説明いたします。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、4件です。

それでは、整理番号順に説明いたしますが、番号1から3までは申請 譲受人及び目的が同一ですので、一括して説明いたします。

農業委員会意見書及び審査票は3ページから8ページまで、地図は5ページから10ページまでをご覧ください。

本件は、資材置場への転用を目的とする所有権移転です。

申請譲受人は、本市〇〇区に居住されている〇〇〇〇氏です。

○○氏は、○○○○○○○ですが、資材を置く場所が不足することから、資材置場を増設するため本件を申請されました。

申請地の位置は、番号1が市役所から約 \bigcirc キロメートル南、番号2が市役所から約 \bigcirc . \bigcirc キロメートル南、番号3が市役所から約 \bigcirc \bigcirc \bigcirc メートル南西です。

申請地の農地の区分は、番号1が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから第3種農地、番号2及び3は農業公共投資の対象となっていない10~クタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第2種農地に該当します。

申請地は、整地が行われ、資材置場として利用されます。

申請地の雨水は、市道の側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号4の事件です。

農業委員会意見書及び審査票9ページ及び10ページ、地図11ページ

及び12ページをご覧ください。

本件は、貸資材置場への転用を目的とする所有権移転です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から約〇〇〇メートル北西です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10~クタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第2種農地に該当します。

申請譲受人は、本市〇〇〇区に居住されている〇〇〇〇氏です。

○○氏は、○○○○○を行っている会社の役員です。

当該会社は、資材を置く場所が不足することから、○○氏が申請地を取得し造成工事した後、当該会社に資材置場として貸し付けるため本件を申請されました。

申請地は、市道からの出入口を設置するなど造成が行われ、資材置場として利用されます。

申請地の雨水は、市道の側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終りました。

次に調査員の報告を求めます。

11番委員 (松下 輝男)

議案第4号に係る調査結果について、報告します。

1月10日に、冨永委員及び私並びに事務局担当職員で調査を行いました。

それでは、整理番号順に報告します。

まず、整理番号1の事件です。

本件は、平成22年5月25日第23回総会決議に基づき、事務局による事前調査の結果、現地調査を省略しましたので、現地調査当日、申請書類及び事務局の報告により調査を行いました。

申請地は、市道及び宅地に隣接していました。

申請地は、隣接との境界沿いには既設のブロック塀が設置されていることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

続きまして、整理番号2の事件です。

申請地は、畑、宅地、通路及び駐車場に隣接していました。

計画されている資材置場は北側の畑より低く、雨水は畑に流入する恐れはないことなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

続きまして、整理番号3の事件です。

申請地は、畑、市道、里道及び太陽光発電施設敷地に隣接していました。 計画されている資材置場は、整地により隣接畑に雨水が流入しないよう 措置されること、資材の設置場所は境界から一定程度離すことなどから、 周辺農地への悪影響はないと判断しました。

続きまして、整理番号4の事件です。

申請地は、畑、市道及び宅地に隣接していました。

計画されている資材置場は、造成工事により隣接畑に雨水が流入しないよう措置されること、畑に隣接する箇所には、境界から一定程度離して資材を置くことなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

以上すべての事件について,これらを含めた申請内容は,農業委員会意 見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、すべての事件は許可相当であります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

2番委員 (京田 提樹)

1から3については、資材置場とありますが、離れている理由を教えてください。

事務局 (上脇 重樹)

申請譲受人は、○○○○○の個人事業主であり、自宅近くの一カ所に確保したかったが、取得できるのは今回申請した3筆となり、やむを得ず3カ所を資材置き場として申請されました。

議長 (田嶋 輝男)

他にはございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 9 議案第 5号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員によ

る再調査においても同様の結果でありました。

したがって、本件については、非農地と判断することにご異議ありませ んか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 10 議案第 6号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは, 事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、平成30年農用地利用集積計画書第1号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成30年2月1日となります。

(議案資料にて説明)

以上,農地銀行活動調査票及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。なお,議案第6号平成30年農用地利用集積計画書第1号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 質疑ございませんでしょうか。

9番委員 (堂後 善人)

先月の総会において,支払いについては,回数を記載するとなりましたが,今回は,それになっていません。次回から,お願いします。

議長 (田嶋 輝男)

協議会に切替えます。

(\sim 協議会 \sim) 9:36 \sim 9:40

議長 (田嶋 輝男)

本会に戻します。
他にございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいた します。 委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

事務局からは, ありませんか。

事務局 (新坂 謙二)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9:42